

個人所得税納税に関する 諸問題

2020年6月（ネットセミナー）

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
納税業務部 副部長 陳蓓麗

(Mail: chenbeili@shcs.com.cn HP: www.shcs.com.cn)



セミナー講師紹介



陳 蓓麗

上海華鐘コンサルタントサービス有限公司 納税業務部 副部長



2003年 中国上海復旦大学卒（統計学専攻）

2004年 華鐘入社

以来、個人所得税関連業務に従事

2019年3月 新設の納税業務部で副部長に就任

主な関連法規



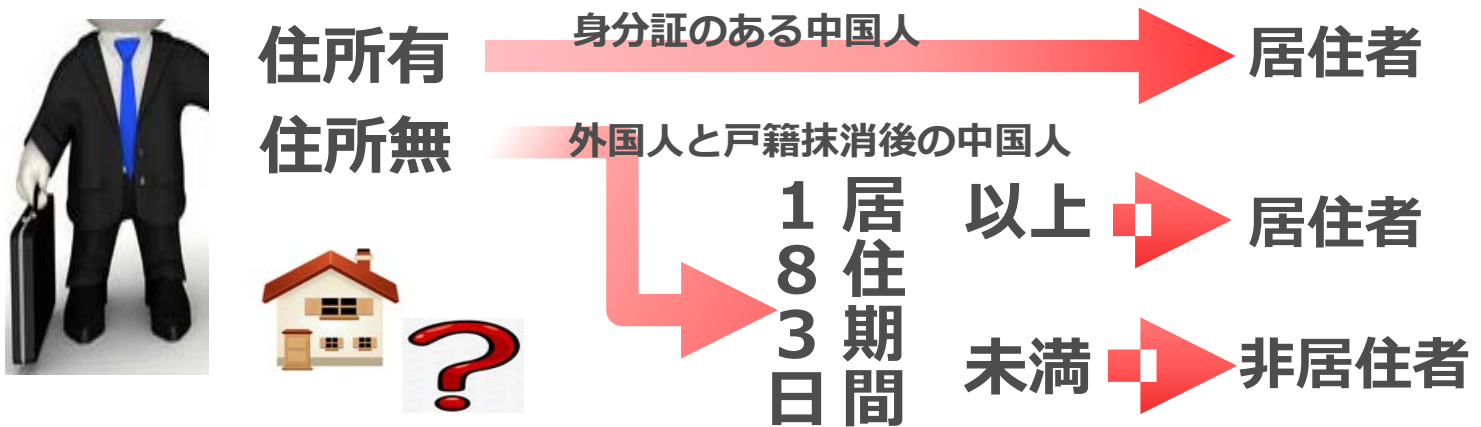
1. 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定
(1983年9月6日署名、1984年6月9日発効)
2. 「個人所得税法」第7回改正 (2018年10月1日試行、2019年1月1日施行)
「個人所得税法实施条例」(2019年1月1日施行)
3. 「中国国内に住所を持たない個人の居住期間の判定基準に関する公告」
(財政部、税務総局公告2019年34号)
「非居住者個人及び住所を持たない居住者個人に係る個人所得税政策
に関する公告」(財政部、税務総局公告2019年35号)

日中租税協定について



- 正式名称：
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定
→ 個人所得税・企業所得税(中国)と所得税・法人税(日本)等について、
二重課税回避及び脱税防止を趣旨とする
- 中国国内法の個人所得税法・企業所得税法よりも優先する
→ 個人所得税法の前に、日中租税協定を確認する必要がある
- 1983年9月6日署名／1984年6月9日発効
→ 1) 現在、中国は世界の100以上の国と地域と租税協定を締結
そのうち日本が最初(アメリカ・イギリス等は1984年署名)
2) 約40年前の条約がいまもなお有効
2018年改正の個人所得税法のはるか前に確立されたルール

自然人：居住者VS非居住者



日本の所得税法における居住者判定

納税義務者：居住者・非居住者（他 法人として内国・外国）

居住者 → 国内に住所（個人の生活の本拠・中心）を有する
現在まで引き続き1年以上「居所（生活の本拠ではないが現実に居住している場所）」を有する

非居住者 → 居住者以外（住居・職業・資産の所在・親族の居住状況・国籍等の客観的事実によって判定 実務的には住民票の有無）

昭和63年7月15日 最高裁判決内容

租税条約による取扱：

- ① 恒久的住所の場所
 - ② 利害関係の中心がある場所
 - ③ 常用の住居の場所
 - ④ 国籍
- （優先順位順）

収入源の判定

納税者の中国国内源泉所得
(いわゆる国内所得)

≠国内で支給されたかどうかは関係が無い。

国内勤務日数

≠国内居住日数

	中国のみにおいて職位に就く場合	職務兼任又は国外で職位に就く場合
勤務日数の計算	全月の国内勤務日数には、国内で実際に勤務した日及び国内勤務期間において国内外で享受した有給休暇・私用休暇・研修受講等の日数を含む。国外に滞在するか否かに関わらず、日数は減らさない。	国内に滞在する時間が24時間未満の日は、半日として国内勤務日数を計算する。

事例：Aさん

2019年8月、本社から中国への出向が決定

- ・ 8月15日、正式な辞令を受ける
- ・ 日本の住民票を抜いて、中国現地へ赴任
- ・ 9月1日、渡航・入国
- ・ 給与は、中国RMB2万元／日本JPY30万円
- ・ 出向期間：2019年9月～
- ・ 2019年9月28日～2019年10月6日の間、帰省休暇を取得して日本に一時帰国し、その後、中国で引き続き勤務。



事例：Aさん



居住日数の計算結果

入国	出国	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
9/1	9/28									26				26
10/6	-										25	30	31	86
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	26	25	30	31	112

112日<183 日 ⇨ Aさんは、2019年度、中国の非居住者納税者

事例：Aさん



勤務日数の計算結果

入国	出国	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
9/1	9/28									30				30
10/6	-										31	30	31	92
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	30	31	30	31	122

中国国内の役職のみに就く場合は、休暇・旅行・研修等で中国国外に滞在している期間も中国国内勤務日数にカウントする。

事例：Aさん



2019年度

- ・ 2019年9月赴任
- ・ 2019年1-8月⇒日本で所得税納付
- ・ 9月から全額（RMB2万元+JPY30万円）に対し、中国で個人所得税納付
- ・ 2019年は中国の非居住者納税者であるため、月ごとに個人所得税を計算し、毎月申告する。
- ・ 年度終了後の確定申告は不要

2019年	1-8月	9月	10月	11月	12月	確定申告
納税地	日本	中国	中国	中国	中国	中国では不要
		月度税率	月度税率	月度税率	月度税率	
		基礎控除 5,000	基礎控除 5,000	基礎控除 5,000	基礎控除 5,000	



事例：Bさん



2010年9月、本社から中国への出向が決定

- ・ 日本の住民票を抜いて、中国現地へ赴任
- ・ 2010年9月1日、渡航・入国
- ・ 給与は、中国RMB2万元／日本JPY30万円
- ・ 出向期間：2010年9月～2019年8月
- ・ 2019年8月31日に中国勤務を終え、日本へ帰国

※工作許可証（A類）の場合、申請時に納税額を基準にする。しかし、実際の中国納税実績が基準額に達していない場合は、帰任時の工作許可証取消に影響する。中国政府機関の間で情報共有が進んでいることにも注意を要する。



居住日数の計算結果

入国	出国	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
-	8/31	31	28	31	30	31	30	31	30					242
合計		31	28	31	30	31	30	31	30					242

242日>183 日 ⇨ Bさんは、2019年度は中国の居住者納税者

過去居住年数 = 0

※居住年数は改正法施行の2019年度からカウントする。

連続30日以上 of 国外滞在が1度も無く、居住日数183日以上の年が連続で6年経過した後、7年目から、非中国源泉所得に対して中国で免税される条件を満たさなくなる（全世界所得が課税対象になる）が、外国で源泉徴収された税額は控除できる。

勤務日数の計算結果

入国	出国	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
-	8/31	31	28	31	30	31	30	31	31					243
合計		31	28	31	30	31	30	31	31					243

中国国内の役職のみに就く場合は、休暇・旅行・研修等で中国国外に滞在している期間も中国国内勤務日数にカウントする。

※ 2019年は、月ごとに申告するか、累計申告し、年度確定申告を行う。

事例：Bさん



2019年度

- 2019年9月帰任
- 2019年1-8月⇒全額（RMB2万元+JPY30万円）に対し、中国で個人所得税納付し、確定申告を行う必要がある
- 9月から ⇒ 日本で所得税納付
- 翌年1月1日には日本住民→日本でも確定申告をしなければならない

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	確定申告	9-12月
納税地	中国								中国	日本
	・ 年度税率 ・ 年度基礎控除 RMB60,000元								必要	



事例：Cさん



- 2019年度は1月から、毎月1日～10日中国出張
- 日本の企業から、毎月JPY60万円の給与を受領
- 且つ、この給与は、日本企業が中国に有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されない



居住日数の計算結果

入国	出国	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1/1	1/10	8												8
2/1	2/10		8											8
3/1	3/10			8										8
4/1	4/10				8									8
5/1	5/10					8								8
6/1	6/10						8							8
7/1	7/10							8						8
8/1	8/10								8					8
9/1	9/10									8				8
10/1	10/10										8			8
11/1	11/10											8		8
12/1	12/10												8	8
合計		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96

租税協定待遇 1)96<183 & 2)給与全額を日本で支給 & 3)中国内PEが給与負担しない

事例：Cさん

2019年

2019年1-12月の出張期間は合計で96日。中国の個人所得税法实施条例第5条では90日以上滞在すれば納税義務が生ずるが、日中租税協定待遇を享受することで、日本人の場合は183日未満であれば免税となる。

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
納税地	日本											
	中国においては、日中租税協定待遇を享受し、免税となる。 但し、あらかじめ日中租税協定上の待遇を受ける旨、 税務局に届けを出しておくことが必要。											



事例：Dさん



- ・ 勤務する日本企業が、中国企業と技術指導契約を締結
- ・ その業務の技術者として数名の同僚と共に中国に派遣される
- ・ 2019年10月～2020年6月の間、出入国を繰り返す
- ・ どの技術者も、居住日数は183日を超えない



⇒ 数名の技術者の合計滞在日数が183日を超えており、チームとして「明確にPEを構成している」ので、PEとしての税務申告が必要。PEは「摘発されたら・・・」ではなく、個人所得税と同じく、自主申告納税義務がある。

納税方法



源泉徴収メイン
自己申告は補助

2019年



- ・ 源泉徴収
- ・ 自己申告
- ・ 確定申告

⇒ 還付
又は追納

- ・ 事後調査



No.	業務内容	会員企業様の需要
1	個人所得税の計算及び代理申請納付	①管理制度、②給与報酬守秘、③複数の会社から給与を支給する際の管理、④専門的なサービスの需要、があり、弊社に委託して個人所得税を計算して申告・納税する。
2	給与の代理支給	給与支給部分をアウトソーシングすることで、人員を削減し、業務効率を引き上げる。また専門的で、豊富な実務経験に基づいたコンサルティングサービスを受けるため、弊社に月次の給与計算や給与支給等を委託する。
3	給与年度予算及び集計等	年度予算や資金調達の計画等の需要に対し、歴年度の資金往来データや中国国内政策の推移に基づき、弊社に委託して給与予算案や統計データの分析を作成し、短期的・長期的な計画を制定する。

ご清聴ありがとうございました。

中国へ派遣された駐在員の個人所得税に関する事項がございましたら、ご遠慮なく弊社にご相談ください。

SHANGHAI HUAZHONG CONSULTING SERVICE CO.,LTD.

会員のお客様：担当者へご連絡ください。

その他のお客様：shcs@shcs.com.cn